

番号	分類	質問	回答
1	新型コロナウイルス感染症に関連して	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、研究分野・領域の採択予定数に変更はあるでしょうか（感染症分野を増やすためにその他の分野の採択数を減らすなど）	採択予定数に変更はございません。例年通りとなる予定です。 ※令和3年度の予算の状況によっては、変更が生じる場合がございますので、予めご了承下さい。
2	新型コロナウイルス感染症に関連して	新型コロナウイルス感染症に関するものも含むレジリエンスという観点での研究は、AMEDではなくJSTの防災分野への応募と考えていますが、それで間違いはないですか？	ご理解のとおりです。ただし、新型コロナウイルスに限らず、感染症に関する課題解決（例えばワクチン開発や治療薬など）であればAMEDに応募してください。
3	新型コロナウイルス感染症に関連して	新型コロナウイルス感染症の影響で渡航できない場合を意識した提案が求められていますか？	相手国への渡航制限など、提案書を提出する時点での影響を踏まえて、実現可能性のある研究計画を立てて下さい。渡航できない場合のコミュニケーションの取り方、共同研究のあり方もご提案ください。審査の観点の一つである、提案の実現可能性の一要素として考慮します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響があるからと言って提案を排除することはなく、その影響を考慮しつつ総合評価します。
4	新型コロナウイルス感染症に関連して	今般の新型コロナウイルス感染症の状況を選考で考慮することがあるとの説明でしたが、実際に採択後に動き始めてから渡航制限がかかる場合、休止・期間延長を認めていますか？あるいは状況が好転後に（既採択課題とみなさずに）仕切り直して申請からスタートすることを認めていますか？	現時点では新型コロナウイルス感染症の今後の状況について見通しが立たないため、明確に回答できません。 ご参考まで、現在実施中のSATREPS課題のうち、研究期間終了間近の課題については、一定の条件の下研究期間の延長を認める方針で検討を進めております。
5	トップダウン型SATREPSについて	トップダウン型SATREPSの申請はアフリカ諸国に限られるのでしょうか？	アフリカ諸国を推奨しておりますが、それ以外の国からのご応募も受け付けております。
6	事業に関して （社会実装）	相手国での社会実装を実現するための体制・役割分担やビジネスを含めた実施内容などに対して、JST事業、JICA事業それぞれにおいて、なんらかの制約や留意事項等ありましたら、お教えいただきたく存じます。	SATREPSで導入した機材やシステムの維持管理が継続されることが持続性の観点から重要であると考えます。
7	事業に関して （社会実装）	社会実装を強く求めている一方、科学における新しい知見を求めています。ギャップが大きいような感じがします。どのように理解すればよろしいでしょうか。	まず社会実装を目指して取り組んでいただくのが大前提です。ただし、5年間で社会実装まで実現することは難しいとも考えます。従って、研究のための研究ではなく、将来的な社会実装を目指して研究に取り組んでいただき、かつ、研究の要素も大切にいただければ幸いです。また、プロジェクト終了後（5年後）には、追跡評価を実施し、社会実装がどの程度進んだかということも含め、調査・評価をさせて頂いております。
8	事業に関して （社会実装）	5年後の事後評価で社会実装が進んでいない場合はなにかペナルティーがあるのでしょうか？	結果として社会実装が進まなかった場合、ペナルティーはありません。
9	応募要件等 （研究代表者の資格）	研究開発代表者の所属法人に制約はございますか？	特段の制約はございません。国内の研究機関に所属している方であれば研究代表者としてご応募頂けます。
10	応募要件等 （研究実施体制）	日本の大学でキャパシティ開発を計画する場合、その大学はSATREPSの日本側の参画機関に入ることは必須ですか？	JSTと委託研究契約を締結し予算執行を行う大学は、日本側の参画機関に入ってください。

11	応募要件等 (企業の参画)	プロジェクトへの参加者には企業関係者を含めることは可能ですか？ 企業と共同開発した装置を相手国に機材供与し、その設置や説明のための専門家派遣の際に企業関係者に同行していただきたいのですが？	<p>企業関係者に参画いただく事は可能です。</p> <p>(以下公募要領P.102より)</p> <p>企業等は研究代表機関としての参画の他、以下の方法で研究プロジェクトに参画することが可能です。</p> <p>a. 企業等は共同研究機関として JST と委託研究契約を結び、研究開発や社会実装等を担う機関として参画することができます。</p> <p>b. 当該企業等が JST と委託研究契約を締結しない場合も、当該企業等に所属する者が、研究代表機関、もしくは共同研究機関のメンバーとして参画することが可能です。</p> <p>なお、当該企業等に所属する者が研究プロジェクトの参加者とはならない場合も、外部支援機関（アドバイザー機関や将来の社会実装を担う機関、研究開発要素を含まない検査業務等の請負機関）として連携することが可能です。</p> <p>※外部支援機関としての連携を前提とする場合、様式8の提出は必須ではありません。</p>
12	応募要件等 (企業の参画)	企業の正式な参画について、参画する場合、企業名だけでなく企業の共同研究者（担当者）を必ず登録する必要がありますか？	提案書には可能な範囲で記載をお願いいたします。e-Radには研究代表者のみの登録で問題ございません。
13	研究実施に関して (JST経費)	JST資金で研究開発代表者、研究員（正規教員）への給与（職責手当等）を支出することはできますか？	<p>JST資金（委託研究費）では、以下に該当する方の人件費は支出できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者、主たる共同研究者（=委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される方） ・国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている方
14	研究実施に関して (JST経費)	委託研究契約書に記載しない研究者が代表研究機関に属していても研究分担をする場合は人件費計上が可能ですか？	<p>本研究を実施するために直接必要な研究員等で、研究計画書に研究参加者として登録された方は人件費の支出が可能です。</p> <p>その上で、以下の方の人件費は支出対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者、主たる共同研究者（委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される方） ・国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている方
15	研究実施に関して (JST経費)	研究代表者、主たる共同研究者は人件費支出はできないとのことですが、主でない共同研究者は人件費が支出されるのですか？	可能です。「主たる共同研究者」は共同研究機関を代表する方として委託研究契約書に記載される方を指します。それに該当しない方の人件費の計上は可能です。
16	研究実施に関して (相手国の実施体制)	社会実装と事業の持続可能性担保のためには現地で展開しているNGOや企業との緊密な連携が不可欠だと思うのですが、現地側NGOや企業は自腹以外での参加は絶対に不可なのですか？それともある程度の柔軟な運用が可能なのでしょうか？	社会実装実現のため、現地NGOや企業との連携は重要であると考えます。必要な経費はJICAのプロジェクト実施の手引きに沿って計上可能です。

17	研究実施に関して (相手国の実施体制)	相手国内に設置されている国際機関は「相手国側機関」として認められますか？	公募要領P.109 (Q&A) に記載の通りです： 開発途上国にある地域国際機関や私立大学であれば、参画を排除はしませんが、相手国政府が当該国際機関もしくは私立大学による ODA 事業の実施を認め、特権免除を付与している相手国の所管省庁及び ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館に正規のルートで提出され、JICA が実施する詳細計画策定調査において政府機関の場合と同等な R/D が締結されることが必要です。さらに、本プログラムの専門家、機材等にも通常の技術協力で提供される免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要な人員及び経費を自ら確保することが前提条件となります。知的財産権の取扱いについても留意ください。
18	研究実施に関して (相手国の実施体制)	青年海外協力隊の活動を研究提案に加えることは可能でしょうか？	青年海外協力隊の派遣手続きと SATREPS における手続きは異なるため研究提案に加えることは想定していません。
19	提案書について	提案書の「倫理的配慮」に何を記載するのがよくわかりません。相手国の倫理基準への適合性審査とは何でしょうか。相手国カウンターパートに尋ねる、あるいは、相手国の日本大使館に問い合わせればわかるのでしょうか。	研究実施において倫理的配慮が必要となる場合、倫理的配慮に関する対応状況を確認させていただくための項目です。 相手国における基準については、その要否について相手国カウンターパートにも確認いただいた上で、研究内容に応じ必要な情報を記載いただくようお願いいたします。 なお、特段該当がない場合はその旨ご記載いただきますようお願いいたします。 ご参考：公募要領P.84~85 (5.18.3生命倫理及び安全の確保、5.18.5社会的・倫理的配慮等)
20	ODA要請書について	相手国側の申請書が作成でき、十分な余裕があっても、この新型コロナウイルスの影響で日本外務省への提出が遅れる場合、申請書の審査は拒否されるのでしょうか？相手国の状況上の問題は考慮されませんか？	日本外務本省へのODA要請書の提出が締め切りに間に合わない場合、それが新型コロナウイルスの影響であっても「要件未達（審査の対象外）」となります。締めきり遵守でお願いします。
21	ODA要請書について	提案書において、研究期間やODA事業経費は、相手国側と日本側とで完全に一致している必要がありますか？また、内容はどの程度まで一致している必要があるでしょうか？	公募に際してJSTとJICAでは、日本側提案書の提出確認と併行して相手国からのODA要請書の提出を確認します。英文タイトルおよび両国の研究代表者氏名は同一にしてください。内容についても、できる限り同様であることが望ましく、SATREPSプロジェクトの全体像や各国の役割について相手国との認識の齟齬がないよう、相手国研究者等の関係者とも調整しながら、ODA要請書の作成を進めてください。
22	ODA要請書について	すでに相手国側でODA request formのプロセスを始めてもらっているのですが、「英語課題名は「The Project for」で始まること」に該当しないプロジェクト名でプロセスが進んでいる場合、日本側から介入しての修正が必須ですか？	プロジェクト名が異なることで要件未達になることはありませんが、可能な範囲で先方に修正をご提案ください。
23	ODA要請書について	ODA request formに記入するプロジェクト期間には暫定期間を含みますか？含まない場合は予定採用年の1年後の4月から5年間の期間を書き込むのがよろしいですか？	ODA request formには暫定期間を含みません。「条件付き採択」の年度は詳細計画策定調査を実施し、その年度内にR/Dを締結し初めての「採択」となりますが、それを前提とした上で、翌年度から5年間の期間を書き込んでください。
24	ODA要請書について	相手側の氏名の書き方ですが、姓・名・ミドルなどの順番の決まりはありますか？	順番の決まりはありません。
25	ODA要請書について	ODA request formの最後にあるアンケートの項目「Question 10: In the case of a loan project such as a two-step loan or a sector loan、 can sub-projects be specified at the present time?」の「loan project such as a two-step loan or a sector loan」とはなんですか？どのようなプロジェクトがそれに相当しますか？	この様式はODAの様々なスキーム共通のもので、質問10は円借款に関するもので、回答不要です。

26	ODA要請書について	<p>>社会実装実現のため、現地NGOや企業との連携は重要であると考えます。必要な経費はJICAのプロジェクト実施の手引きに沿って計上可能です</p> <p>現在相手国側で策定中の「ODAリクエストフォーム」では、現地のフィールドに展開するNGOさんが社会実装における重要なプレイヤーとして記載されているのですが、このまま進めてよろしいですか？それともなにか「連携」であるために相手国側に注意してもらおう点がありますか？</p>	<p>構いませんが、条件付き採択後に実施する「詳細計画策定調査」において、日本側、相手国側と協議し、プロジェクトの実施におけるお互いのメンバーを確認・確定し、議事録として残します。このメンバーに入った場合、相手国側のプロジェクト実施者となりますので、プロジェクト実施にかかるJICA側からの費用（人件費・給与等）は支払い出来ません。仮にこのメンバーに入らず「連携」という立場であると、このNGOに何かの委託業務を依頼する場合の費用は「委託事業にかかる経費」として支払う事が可能です。</p>
27	ODAに関して (JICA経費)	ODAは、1年約6000万円、5年間最大3億円とあるのですが、研究期間が4年間の場合は最大2億4000万円という認識で良いのでしょうか？	研究期間に拘わらず（3～5年間）、1課題あたりの最大予算は3億円です。ただし、事業予算の状況によって、実際の契約額に変更が生じる可能性があります。
28	ODAに関して (JICA経費)	相手国へ派遣した際は、旅費や滞在費などは、JICA予算でという理解でよろしかったでしょうか。	研究参画者リストに記載のある研究者の派遣について、その旅費や滞在費等は原則としてJICA経費からとなります。一方で、学生や外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することができない場合は、JST経費からとなります。
29	ODAに関して (JICA経費)	相手国での実証などに用いる装置の試作・導入、消耗品の購入などは、JICA費用で計上する、という理解で間違いないでしょうか。	ご理解の通りです。
30	ODAに関して (JICA経費)	支援に必要なお金はJICAから日本側の研究代表機関に支払われるような内容になってますが、相手国内で使用する消耗品に関しても、日本側で購入して送付するということになりませんか？JICAから相手国共同研究機関に支払われるお金はないのでしょうか？	相手国内で使用する消耗品に関しては、事業契約に計上可能です。この購入は日本・相手国で何れの場所でも購入可能です。JICA予算が相手国機関に直接支払われることはありません。
31	ODAに関して (JICA経費)	JICA事業で物品（機材）の送付についても関税的な免除もありますか？	相手国に譲渡する機材は、申請すれば、「輸出免税」の措置が取ることが出来ます。詳細は国税庁のホームページにその情報が記載されていますので、ご確認願います。相手国での関税は、SATRESP事業を実施する上で相手国と日本国との間で締結する「国際約束」に基づき、免税されます。
32	ODAに関して (JICA経費)	相手国での購入に関して送金が必要な場合、JICA事業であることにおける海外送金の相手国側の免税的な処理はされるのでしょうか？	一般的に海外送金の手数料にかかる消費税は非課税となっている模様ですが、詳細は、お取引のある銀行にご確認願います。日本側にかかる消費税の話ですので、相手国が免除する話ではございません。
33	ODAに関して (JICA経費)	相手国での事務所のリース費用をJICA経費で支払うことができますか。	相手国での事務所のリース費用は、原則相手国の負担事項ですが、相手国との交渉の結果、止むを得ない場合は、日本側の負担を認める場合も有ります。
34	ODAに関して (JICA経費)	社会実装を加速する目的で、現地国で合弁企業を設立する場合に経費の一部をJICA費用で使うことはできますか？	恐縮ですが、その様な費用はJICA経費には計上出来ません。
35	ODAに関して (JICA経費)	相手国内の作業で、パートナー大学の学生さんや現地の方に働いてもらう場合の謝金をJICA経費で払うとして、日本側の代表者の大学から直接相手個人の銀行に送金するような措置は許されるのでしょうか。	SATREPSは「共同研究」であるため、相手国の研究機関の方への給料や謝金はJICA経費からは支払い出来ません。しかしながら、相手国の研究機関の方ではない第三者に対する、委託業務に係る経費は支払い可能です。この場合の支払い方法は、JICAと契約を行なった研究代表機関の規程に基づきます。
36	ODAに関して (JICA経費)	研究員の日本受け入れに際して、大学院入学金、授業料などは支出可能なのですか？	可能です。併せて、日本への渡航費や滞在費も支出可能です。

37	ODAに関して (JICA経費)	人材育成は大きなファクターで是非活用したいです。しかし研修員を受け入れると書いてありますが、修士号や博士号の取得を目的とする場合、日本における身分は学生になりますね。学生の身分になる相手国研究員の滞在費を計上して良いという理解で良いですか。	可能です。併せて、大学院入学金、授業料も支出可能です。
38	ODAに関して (相手国負担の原則について)	相手国は相手国で資金を準備するということは、PIである日本側ほどではないかも知れませんが、採択されると相当（日本側の予算の相手国経済に換算したくらいの経費）の経費負担が生じると言うことを承知してもらおうということでしょうか。言い方は悪いですが、それだけ経費負担が生じると言うことは相手国大学が了解をしても相手国の側でそれを拒否すると言うことがありませんか？	SATREPSは「共同研究」であるため、相手国側研究機関も採択された場合、SATREPS事業を実施するための予算は確保する必要があります。それが前提となっています。それ故、相手国側研究機関で予算の確保ができない場合、SATREPS事業の要請をしない場合も考えられます。
39	ODAに関して (機材供与)	機材供与に関する予算で施設建設を行う場合、相手国研究者に見積もり等を手配してもらい、研究代表者の機関が支払うという流れでいいでしょうか？その支払いは毎回器材購入や施設建設するたびに契約ごとに行うことでいいですか？	施設建設を行う場合の調達方法や支払い方法は、JICAと契約を行なった研究代表機関の規程に基づきます。但し、JICAと研究代表機関との契約において、そのとある契約期間の中で施設建設をする場合、発注から完成までを契約期間内に収める必要があります。
40	ODAに関して (機材供与)	機材購入は研究代表機関で行うとのことですが、日本で購入する場合は機材購入後相手国への輸出・設置費も含めるといことでよろしいでしょうか。相手国で購入して、その費用を研究代表機関の研究費で支払うことも可能でしょうか。	機材は①現地で購入、②日本で購入、の何れの方法でも可能です。その費用はJICAとの事業契約に計上願います。②の場合、輸送費も計上可能です。①、②の場合の機材設置費も計上可能です。
41	ODAに関して (機材供与)	機材供与して、プロジェクト終了後のメンテナンス費用ですが、相手国にメンテナンス会社がない場合、どのような対応になりますか。日本から技術者を派遣する必要があるれば、相手国側が資金調達しなければならないという理解でよろしいですか。	供与機材は、供与後、相手国側の所有となりますので、メンテナンス費用は相手国側の負担となります。その為には、相手国側が予算を確保する必要があります。
42	ODAに関して (機材供与)	本邦で購入し現地に供与する資機材を本邦で購入する場合、日本国内の消費税等は免税されますでしょうか？その場合の手続きはどのようになりますでしょうか？	相手国に譲渡する機材は、申請すれば、「輸出免税」の措置が取ることが出来ます。詳細は国税庁のホームページにその情報が記載されていますので、ご確認願います。相手国での関税は、SATRESP事業を実施する上で相手国と日本国との間で締結する「国際約束」に基づき、免税されます。
43	ODAに関して (機材供与)	この仕組みの中でODAで相手国研究機関に供与する機材は（たとえば年次進行で億単位だったとして、相手国負担を含むとして）、設置後の維持管理費は相手国負担、研究期間内に、据え付け稼働して引き揚げるということでもよろしいでしょうか？もちろんこれによって成果が期間内に、および持続的に出され、成果や人材が社会実装されることを想定します。	ご理解の通りです。SATREPS事業が終了しても、相手国研究機関が継続的に機材を使用し研究を継続できるような人材育成の投入が、SATREPS事業の一部として必要です。
44	ODAに関して (業務調整員)	業務調整員は研究代表機関から、とのことですが、研究チーム内の別の組織からでも良いのでしょうか。	業務調整員は研究代表機関以外の組織に所属する方でも構いません。
45	ODAに関して (人材育成)	人材育成は修士号・博士号が対象となっています。ただ、後開発途上国等では、学士取得者がほとんどなく、その段階からの人材育成が必要とされています。学士号取得への支援は、本プログラムには含まれないでしょうか。	本プログラムが対象とするのは、博士号と修士号のみです。
46	問合せ窓口について (JICA)	提案書様式9の10に「在外公館やJICA現地事務所との十分な情報交換を行った」ことの確認チェックがあります。JICA現地事務所はSATREPS提案に関し相談に乗っていただける体制となっているのでしょうか。相談するとするとJICA現地事務所のどの窓口で連絡すれば良いのでしょうか？	SATREPSの担当は現地事務所ごとに異なるため、現地事務所の代表アドレスや電話番号にお問い合わせください。

47	その他	SATREPSのプロジェクトのフェーズ2は、終了時の評価次第で、実施されるのでしょうか。	<p>まず、既存のSATREPSプロジェクトが終了時評価次第でSATREPS課題として実施されることはございません。新規のご提案としてご応募頂いた後、提案書に基づき審査をさせていただきます。なお、審査の際は以下の点が考慮される場合がございますので予めご了承ください。（公募要領P.40、「研究計画について」3点目）</p> <p>平成20年度から令和2年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に顕著な差異が認められるか」、又は、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を発展させた提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。</p>
48	その他	選考されなかった案件課題については、その理由についてコメントを頂くことはできますか？	ODA要請書が提出されず要件未達となった案件には通知のみお送りします。書類選考もしくは、面接選考の結果により不採択となった案件には、その理由と併せて通知いたします。